

# 大滝人事労務研究所便り

## 「労働者派遣法」改正をめぐる最近の動き

### 労政審が厚労相に答申

昨年の政権交代後、労働者派遣法の改正をめぐる動きが活発化しています。

昨年末(12月28日)、厚生労働省の労働政策審議会(労働力需給制度部会)は、「労働者派遣法」(正式名称は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)の改正に向けた報告書を長妻厚生労働大臣に答申しました。

これを受け、今後、厚生労働省が改正法案の作成に着手していくものとみられ、今年の通常国会に法案が提出される見込みです。

### 予定されている改正内容

今回予定されている主要な改正項目は、(1) 専門 26 業務や高齢者派遣などを除く「登録型派遣」の禁止、(2) 常用型以外の「製造業派遣」の禁止、(3) 2 カ月以内の期間を定める「日雇い派遣」の原則禁止などです。いずれも企業にとっては大きな影響を与える内容といえるでしょう。

改正法案が今年の通常国会で順調に成立した場合、(1)(2)の施行日は「公布の日から3年以内」の予定とされており、(1)のうち「問題が少なく労働者のニーズもある業務」についてはさらに2年の適用猶予期間が設けられることとなっています。

### 企業側・労働者側の反応

世界同時不況・経済危機以後、派遣労働をめくっては、「規制緩和」から「労働者保護」への方向に傾きつつあります。

しかし、今回の改正内容については、企業側から「登録型派遣や製造業派遣の原則禁止は企業にとって極めて甚大な影響がある」「急な発注や季節の変動に対応できない中小企業などは大きなダメージを受けてしまう」など



といった反発の声が上がっています

そして、今回の改正内容について反対があるのは企業側だけではありません。労働者側からも「施行日までの期間が長く、生活が不安定な非正規雇用の労働者を救済する内容になっていない」「登録型派遣や製造業派遣の禁止により職を失う人が増える可能性がある」などといった懸念の声も聞かれます。

今後、このような労使双方の声が改正にどのような影響を与えていくのか、注目しておきたいものです。

## 日本における今後の「雇用戦略」とは

### 6つの戦略分野

政府の「成長戦略策定会議」は、2009年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」というものを発表し、今後、日本が成長していくうえで強みとなるものとして、次の6つの戦略分野を示しました。

- (1) 環境・エネルギー大国戦略
- (2) 健康大国戦略
- (3) アジア経済戦略

- (4) 観光立国・地域活性化戦略
- (5) 科学・技術立国戦略
- (6) 雇用・人材戦略

### 各分野における新規雇用の目標値

「環境・エネルギー大国戦略」の項目では、環境分野における140万人の新規雇用創出、「健康大国戦略」の項目では、医療・介護・健康関連サービス分野における280万人の新規雇用創出が、2020年までの目標として示されています。また、「観光立国・地域活性化戦略」の項目では、観光関連で56万人の新規雇用創出を目標としています。

今後、これらのビジネス分野においては、政府によるバックアップ、支援などが積極的に行われていく可能性が非常に高いものと思われま

### 「雇用・人材戦略」の内容

「雇用・人材戦略」の項目においては、2020年までの目標として、「若者フリーター約半減」、「ニート減少」、「女性M字カーブ解消」、「高齢者就労促進」、「障害者就労促進」、「ジョブ・カード取得者300万人」、「有給休暇取得促進」、「最低賃金引上げ」、「労働時間短縮」が掲げられています。

具体的な施策としては、「若者・女性・高齢者・障害者の就業率向上」、「『トランポリン型社会』の構築」、「ジョブ・カード制度の発展」、「地域雇用創造と『ディセント・ワーク』の実現」などが示されています。これらの施策が確実に効果を上げることにより、現在の景気低迷の影響による雇用不安が解消されていくことが非常に期待されているといえます。

#### \*\*\*研修案内\*\*\*

#### ネクストインターセクション 講座予定

日時 12月19日(土曜日) 13時30分~16時30分  
場所 九段上集会室 1F 洋室A

### ~当事務所よりひとこと~

労働者派遣法の改正について、本文の記事にも書いたように、登録派遣、製造派遣は禁止されそうです。しかし平成21年12月28日の労働政策審議会答申は、とも、施行は、改正法の交付の日から3年以内の政令で定める日(3年後?)とされ、さらに「比較的問題が少なく労働者のニーズもある業務」については、さらに2年間適用を猶予(交付の日から5年後?)することが適当であるとしています。国会でどういう形で決まるかは不確定ですが、答申どおり決まるとすると、登録派遣の禁止は5年後、製造派遣の禁止は3年後ということになります。従来私は早急に派遣から業務委託への方向も考えなければならぬと考えていましたが、今はあわててその方向に移行するのではなく、これから3年間は従来どおり派遣の業務を進め、その間にじっくりと対策を立てることの方が得策であると考えています。もしかしてその間に民主党政権もひっくり返るかもしれないですね。(大滝)

派遣法の改正は実際には、3年位時間的な余裕がありそうです。そこで私は直近に控える保険料の値上げに関する情報を「ひとこと」お伝えします。全国健康保険協会は3月分4月徴収保険料から現行の8.18%(東京)から9.34%位への値上げを予定しています。また雇用保険料は4月より現行の1000分の8から1000分の12に、雇用保険事業に関する保険料率の事業主負担分が、現在の1000分の3から1000分の3.5に変更予定です。また雇用保険の被保険者になる範囲が拡大されますので注意が必要です。昨年3月31日から雇用保険の被保険者になるには6ヶ月以上雇用の見込みがあるものとなっていましたが平成22年4月1日からは「31日以上雇用の見込みがあるもの」が対象になります。週の労働時間数が20時間以上という条件は従前どおりです。4月以降の派遣契約はこの保険料の値上げも加味して派遣料の設定をする必要がありそうです。派遣業界に限らず冷え込む雇用情勢のなかでの、追い討ちをかけるような保険料の値上げは私たちにとって深刻な問題です。派遣業の将来をじっくりと考えるとき「安心して働ける」「ワークライフバランス」とともに「心豊かな生活が出来る」もテーマになってくると私は思います。(馬場)